

玉村町 介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年6月 施行版)

令和8年6月

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11・日割		1176単位	日割の場合	÷ 30.4日	39 単位	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12・日割	2349単位	日割の場合	÷ 30.4日	77 単位	1月につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13・日割		3727単位	日割の場合	÷ 30.4日	123 単位	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11・日割	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	23 単位減算	-23
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12・日割		日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	37 単位減算	-37
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13・日割		日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未実施減算11		業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	12 単位減算
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未実施減算11・日割	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未実施減算12		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	23 単位減算	-23
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未実施減算12・日割		日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未実施減算13	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	37 単位減算	-37
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未実施減算13・日割		日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15% 加算			1月につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算				1月につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算				1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		ハ 初回加算	200 単位加算			200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	
A2	6102	訪問型独自サービス生活機能強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算			50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000加算			
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅵ		6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅶ						

色分けは以下のとおりです

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位										
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	日割の場合 ÷ 30.4日	1,798	1月につき									
A6 1112	通所型独自サービス11・日割			59単位		59	1月につき									
A6 1121	通所型独自サービス12	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2	3621単位	日割の場合 ÷ 30.4日	3,621	1月につき									
A6 1122	通所型独自サービス12・日割			119単位		119	1日につき									
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合 ÷ 30.4日	18単位減算	-18	1月につき								
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11・日割					1単位減算	-1	1日につき								
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12					36単位減算	-36	1月につき								
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12・日割					1単位減算	-1	1日につき								
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合 ÷ 30.4日	18単位減算	-18	1月につき								
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11・日割					1単位減算	-1	1日につき								
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12					36単位減算	-36	1月につき								
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12・日割					1単位減算	-1	1日につき								
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき									
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき									
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	376単位減算	-376	1月につき								
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2					752単位減算	-752	1月につき								
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算			片道につき									
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位		100	1月につき									
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算		240	1月につき									
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算		50	1月につき									
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算		200	1月につき									
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150単位加算	150	1月につき								
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160単位加算	160	1月につき							
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算		480	1月につき									
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	要支援2	88単位加算	88	1月につき								
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ					176単位加算	176	1月につき								
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	要支援2	72単位加算	72	1月につき							
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ						144単位加算	144	1月につき							
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	要支援2	24単位加算	24	1月につき							
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ						48単位加算	48	1月につき							
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100単位加算	100	1月につき								
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200	1月につき							
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20単位加算	20	1回につき								
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5単位加算	5	1回につき							
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ロ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	1月につき								
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/ 1000加算											
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ					(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/ 1000加算									
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ							(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/ 1000加算							
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ									(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/ 1000加算					
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ											(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/ 1000加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ													(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/ 1000加算	
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ											所定単位数の 117/ 1000加算
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ					(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/ 1000加算									
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ							(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/ 1000加算							
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ									(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/ 1000加算					
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ											(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/ 1000加算			
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ													(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/ 1000加算	

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超			3,621単位		2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠			59単位		41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・欠			3,621単位		2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠			119単位		83	1日につき

色分けは以下のとおりです

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
AF 2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費		442 単位	442	
AF 2211	介護予防ケア高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算	438	
AF 2213	介護予防ケア業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算	4 単位減算	438	
AF 2212	介護予防ケア高齢者虐待防止措置未実施かつ業務継続計画未策定減算		高齢者虐待防止措置未実施かつ業務継続計画未策定減算	8 単位減算	434	
AF 4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位	300	
AF 4002	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位	300	
AF 7111	介護予防ケア・処遇改善加算	二 処遇改善加算		9 単位	9	
AF 7121	介護予防ケア・処遇改善加算初回加算		初回加算	16 単位	16	
AF 7131	介護予防ケア・処遇改善加算初回加算委託連携加算		初回加算および委託連携加算	22 単位	22	
AF 7141	介護予防ケア・処遇改善加算委託連携加算		委託連携加算	16 単位	16	
AF 7211	介護予防ケア虐待防止未実施・処遇改善		高齢者虐待防止措置未実施減算		9 単位	9
AF 7221	介護予防ケア虐待防止未実施・処遇改善初回			初回加算	15 単位	15
AF 7231	介護予防ケア虐待防止未実施・処遇改善初回委託			初回加算および委託連携加算	22 単位	22
AF 7241	介護予防ケア虐待防止未実施・処遇改善委託		委託連携加算	15 単位	15	
AF 7311	介護予防ケア業務継続計画未策定・処遇改善		高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算		9 単位	9
AF 7321	介護予防ケア業務継続計画未策定・処遇改善初回			初回加算	15 単位	15
AF 7331	介護予防ケア業務継続計画未策定・処遇改善初回委託			初回加算および委託連携加算	22 単位	22
AF 7341	介護予防ケア業務継続計画未策定・処遇改善委託		委託連携加算	15 単位	15	
AF 7411	介護予防ケア虐待防止業務計画未実施・処遇改善		業務継続計画未策定減算		9 単位	9
AF 7421	介護予防ケア虐待防止業務計画未実施・処遇改善初回			初回加算	15 単位	15
AF 7431	介護予防ケア虐待防止業務計画未実施・処遇改善初回委託			初回加算および委託連携加算	22 単位	22
AF 7441	介護予防ケア虐待防止業務計画未実施・処遇改善委託		委託連携加算	15 単位	15	

1月につき

色分けは以下のとおりです

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色